

日本国とキルギス共和国との 友好、パートナーシップ及び協力の更なる深化に関する共同声明

安倍晋三日本国総理大臣とアルmazベク・アタムバエフ・キルギス共和国大統領(以下「双方」という。)は、

外交関係樹立20周年を経た日本国とキルギス共和国との友好、パートナーシップ及び協力関係が良好に発展してきたことに満足の意を表し、

両国が、自由、民主主義、基本的人権及び法の支配といった基本的な価値を共有するパートナーであることを確認し、

二国間関係の発展及び展望についての幅広い問題及び相互に関心ある国際的な課題について有意義な意見交換を行い、共通の認識に達し、

以下のとおり声明した。

1 双方は、日本・キルギス二国間関係が歴史的な発展期を迎え、友好、パートナーシップ及び協力がより高い段階に移行していることを確認し、キルギス共和国大統領の日本公式訪問は、二国間の関係発展における協力の新しい方向性及び形態、並びに優先的な分野を決定する重要な一歩であるとの認識で一致した。

双方は、相互の尊重と信頼、互助、及び互恵的協力が日本とキルギス共和国との関係発展の主要な原則であるとみなしており、相互理解、友好及びパートナーシップの強化のために必要な努力を行う用意があると宣言した。

2 双方は、要人往来を含む積極的な政治対話の維持及び喫緊の国際問題に関する地域及びグローバルなレベルでの緊密な協力が、安定した関係発展と二国間の相互信頼の更なる強化を促進することを強調した。

3 日本側は、キルギス共和国が民主主義の更なる発展と定着に向けて一貫して努力していることを高く評価し、支持する。

4 双方は、議会間交流の更なる促進が両国関係の発展に大きな刺激を与えるとの認識で一致した。

この関連で、双方は、あらゆるレベルの協力において結びつきを更に強化し、コンタクトを活性化させていくことが、幅広い問題についての二国間協力の効果を上げるために重要であると考えている。

5 双方は、キルギス共和国大統領の日本訪問中に、関係省庁間の互恵的協力の発展及び深化に向けられた、日本国経済産業省とキルギス共和国経済省との間の協力覚書、日本国文部科学省とキルギス共和国教育科学省との間の教育分野における協力覚書及び日本国総務省消防庁とキルギス共和国非常事態省との間の防災分野における協力覚書に署名されたことを歓迎した。

6 双方は、経済関係の更なる発展と多様化に向け、相互貿易の拡大に関心を表明し、鉱物資源、エネルギー、運輸・通信、農業及び加工産業、人材育成、観光、社会・金融セクター等の分野での協力の強化を提唱した。

キルギス側は、これらの協力強化に係る計画を中期的視点で策定することが、これらの協力の効果を高めることにつながると指摘した。

7 日本側は、貿易・投資環境整備のためにキルギス側があらゆる必要な努力を行う用意があることに留意し、日本企業のキルギス進出にも資するノンプロジェクト無償資金協力を実施することを表明した。

8 双方は、二国間の貿易・投資拡大を促進する観点から、既存の枠組みを通じたビジネス情報の交換の重要性を認識するとともに、官民における対話を引き続き促進していく意図を共有した。

9 キルギス側は、これまでの日本側による総額500億円に上る政府開発援助（ODA）の供与及び経済協力プロジェクトの実施における国際協力機構（JICA）の特別な役割を高く評価した。日本側は、「対キルギス国別援助方針」に基づき、キルギス共和国の民主主義の定着を後押しし、持続可能かつ均衡のとれた経済成長に対して適切な支援を継続する意向を表明した。

円借款の再開に係るキルギス側の要望を受け、双方は再開に向けて適切かつキルギス共和国にとって戦略的に重要な案件の形成を加速化していく必要性につき一致した。

10 キルギス側は、イシク・クリ州の経済発展における特筆すべき貢献となった技術協力による「一村一品」運動の実施について日本側に謝意を表明した。双方は、キルギスの手工業品がJICAや日本企業の協力により日本市場で成果を収めていることを歓迎し、このプロジェクトの拡大に向けて協力していく用意を表明した。また、キルギス側は、キルギス共和国に派遣されている青年海外協力隊及びシニア・ボランティアの活動を高く評価した。

11 キルギス側は、キルギス共和国の中継地としての潜在性を考慮し、「イスタンブール・ビシュケク・東京」間の航空路線開設についての意図を表明した。これに対し日本側は、両国間の航空関係の成熟へのキルギス側の努力を歓迎した。

12 双方は、キルギス共和国の持続的・自立的発展にとってインフラの整備及び道路行政の強化が重要であると強調し、日本側による「ビシュケクーオシュ道路クガルト川橋梁架け替え計画（詳細設計）」実施のための無償資金協力供与の決定を歓迎した。

13 双方は、キルギス経済の持続的発展における鉱物資源分野の開発の重要性を認識し、日本の石油天然ガス・金属鉱物資源機構とキルギス共和国国立科学アカデミー地質研究所との間でキルギス共和国におけるレアメタル共同基礎地質調査に関する協力が進められていることを歓迎するとともに、関心を有する日本企業の進出に向けて努力する意図を表明した。

14 双方は、省エネルギー及び再生可能エネルギーに関する協力を発展させる意図を表明した。この関連で、省エネルギー及びエネルギー効率向上のために、日本の新エネルギー・産業技術総合開発機構とキルギス共和国のエネルギー産業省との協力が進められていることを歓迎した。

15 日本側は、幅広い分野での協力及び交流の促進に資する日本国民のための査証免除に係るキルギス共和国の措置を高く評価した。

16 日本側は、東日本大震災に際し、キルギス国民及び同国政府の弔意と中央アジア諸国の中で最初に行われた支援の一つである人道支援に対し謝意を表明した。

17 双方は、大学間協力の進展を歓迎し、留学生交流・青年間交流が一層活発化することへの期待を表明した。双方は、キルギス・日本人材開発センターによるキルギス共和国の人材育成への貢献を高く評価し、同センターがあらゆる分野における両国の交流の拠点として引き続き役割を果たすことへの期待を表明した。

18 キルギス側は、2006年より日本が実施している人材育成奨学計画によるキルギス共和国の人材育成支援に感謝の意を表明するとともに、双方は、同計画の実施により育成される人材が、キルギス共和国の様々な分野の発展に寄与し、今後の日本とキルギス共和国の国民間の友好関係の架け橋となることへの期待を表明した。

19 双方は、地方自治体やNGOの交流が重層的な二国間関係を構築する上で重要であるとの認識で一致した。

20 双方は、文化、教育、保健、観光、スポーツ、情報及び青年政策の分野での更なる関係を拡大させるために努力する意図を表明した。双方は、両国において互いの文化への理解を深める行事を開催する意図を表明した。

21 双方は、地域協力の強化における「中央アジア＋日本」対話の意義深い貢献を指摘し、中央アジアに安定、安全及び経済発展の地帯を創設することを促す地域統合の触媒としての日本の役割を強調した。

22 双方は、2012年11月に東京で開催された「中央アジア＋日本」対話・第4回外相会合の成果に満足の意を表するとともに、達成された合意のフォローアップに向けてあらゆる努力を行う必要性で一致した。この目的で、双方は、中央アジアにおける貿易・投資の促進に向けた地域協力の役割に関する「知的対話」を2013年に開催することを歓迎した。また、双方は、キルギス共和国が議長国として主催するビシュケクにおける次回外相会合に向けて協力していく意思を表明した。

23 双方は、アフガニスタンにおける発展並びに安定及び平和の確立に関する積極的な協力と協議メカニズムの整備に関するコミットメントを確認し、二国間及び「中央アジア＋日本」対話等の地域協力のメカニズムを活用する必要性について一致した。この関係で、日本側は、2014年の国際治安支援部隊(ISAF)撤収を視野に入れつつ、中央アジア諸国及びアフガニスタンにおける国境管理への協力を国際連合薬物犯罪事務所(UN

ODC)と連携して行う意思を表明し、キルギスを含む中央アジア諸国において国境管理事務所の設置のための協力を新たに実施することを表明した。

24 日本側は、東日本大震災から得られた知見と教訓を国際社会と共有し、人間の安全保障の理念に基づき、国際社会において災害に強い強靱な社会の構築を支援していくとの決意を改めて強調した。この関連で、双方は、防災分野において日本とキルギス共和国を含む中央アジアとの協力を更に進展させる重要性を認識し、日本の無償資金協力により国連開発計画(UNDP)との連携による災害リスク軽減のためのプロジェクトが実施されることを歓迎した。

25 双方は、自由、民主主義、基本的人権及び法の支配といった基本的な価値を共有し、こうした基本的価値に基づき国際社会が直面する諸課題に協力して取り組んでいく決意を表明した。この関連で、双方は、世界の秩序が、「力」ではなく、法によって守られるべきであるとの認識で一致した。また、国際連合を始めとする国際機関における協力和相互の支援を深化させ、かつ、強化していく意思を表明した。

26 双方は、国連システムを改革することが喫緊の課題であり、特に安保理を拡大するために協力する必要性を強調するとともに、安保理改革の核心は、常任・非常任双方の議席数を拡大することにあることを確認した。この関連で、キルギス側は、日本の常任理事国入り及び2015年安保理非常任理事国選挙の立候補に対して支持を表明し、日本側はこれに対し謝意を表明した。

27 双方は、日本人を含め多くの犠牲者を生んだ最近のアルジェリアでの大規模テロ事件を受け、無辜の市民を巻き込んだテロ行為は、決して許されるものではなく、断固として非難するとともに、国際社会との連携を強化し、テロとの闘いを続けていくことで一致した。

28 キルギス側は、日本がテロリストの活動資金源となる麻薬取引に対処するため、国境管理や税関等の分野で、技術・資金協力を行っていることを高く評価した。日本側は、キルギス側が、テロ及び麻薬密輸に効果的に對抗するために、二国間及び様々な国際機関の枠内における多数国間のレベルで緊密な協力を行っていることを評価した。

29 双方は、地球環境問題の解決のために協力を深化させていくことで一致し、また、持続可能な開発のためには「グリーン経済」への移行が重要との認識を共有した。日本側は、その環境保護の技術・知見を、キルギス共和国を含む中央アジア諸国の「グリーン経済」移行のために活用するために支援する用意があることを表明した。双方は、気候変動問題の重要性を再確認し、2012年末にドーハで開催された国連気候変動枠組条約第18回締約国会議(COP18)の成果を踏まえ、全ての国が参加する衡平かつ実効性のある新たな国際的な枠組みの構築に向けて、引き続き積極的に協力していくことで一致した。

30 双方は、核軍縮・不拡散へのコミットメントを再確認するとともに、中央アジア地域における核セキュリティ向上のための協力が進んでいることを歓迎した。双方はまた、核兵器国による中央アジア非核兵器地帯条約の消極的安全保証に関する議定書への署名

について議論するため、核兵器国を含む関係国間の協議が可能な限り早期に行われることへの期待を表明した。

31 双方は、北朝鮮による2012年12月のミサイル発射及び2013年2月の核実験を、地域及び国際的な平和と安定を著しく損なうものであるとして最も強い表現で非難した。双方は、北朝鮮に対し、決議第2087号を含む関連する国連安全保障理事会決議及び2005年の六者会合共同声明を完全に遵守すること並びにこれ以上のいかなる挑発行為も自制することを強く求めた。キルギス側は、拉致問題に関する日本の立場に対する支持を表明し、双方は、北朝鮮が拉致問題を含む国際社会の人道上の懸念に取り組まなければならないことを改めて強調した。

アルマズベク・アタムバエフ・キルギス共和国大統領は、温かく友好的な歓迎に感謝の意を表するとともに、安倍晋三日本国総理大臣に対し、都合の良い時期にキルギス共和国を訪問するよう招待した。安倍日本国総理大臣は、感謝の意とともに招待を受けた。

安倍晋三
日本国総理大臣

アルマズベク・アタムバエフ
キルギス共和国大統領

2013年2月27日、東京にて